足羽川漁業協同組合内共第５号

第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第１条　この規則はこの組合の有する内共第５号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、口頭または組合が委託したオンラインシステムでしなければならない。

３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第９条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められた場合又は第９条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　第１項の承認を受けた者は、直ちに第５条１項の遊漁料を、同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具漁法の制限）

第３条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄に掲げる漁具漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

魚　　種	漁　具・漁　法	規　　模
あゆ	竿釣(友釣)	
	竿釣(鮎ルアー釣)	鮎ルアーおよびリールを使用する。 ルアー用仕掛けは、ルアー末端から長さ10ｃｍまでとし、かけ針はイカリ（4本以内）・蝶針（2段以内）・チラシ（ヤナギ）針（3 本以内）のみとする。 ただし、組合が公表した区域に限る。
	投　網	裾目は６００目以下
	脇投網	長さ１１m以下
こい、ふな	竿　釣	
いわな、やまめ	竿　釣	

２　前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁証取扱店に掲示して公表するものとする。

（遊漁の期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚　　種	期　　間
あゆ	組合が公表した解禁日から１１月３０日まで
こい、ふな	１月１日から１２月３１日まで
いわな、やまめ	２月１日から９月３０日まで

２　前項の解禁日の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示して公表するものとする。

（遊漁料の額及び納付方法）

第５条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第３項ただし書に規定する方法により遊漁料を納付するときは、３，０００円を加算した額とする。

魚　　種	漁　具・漁　法	遊　漁　料
あゆ	竿　釣	１日　　３，０００円 １年　１５，０００円
	網　具	１年　１２，０００円
いわな、やまめ こい、ふな	竿　釣	１日　　１，５００円 １年　　５，０００円

２　次の各号に該当する場合は、前項の表に掲げる額を次のとおりとする。

（１）遊漁者が１８歳未満のとき

無 料

（２）女性又は身体障害者のとき

あゆ竿釣年券及びあゆ網具年券に限り、前項の表に掲げる額の２分の１の額

（３）あゆ竿釣のうち、鮎ルアー釣のみで採捕するとき

前項の表に掲げる額から、日券は 500 円、年券は 7,000 円を減算した額

３　遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

ア　　足羽川漁業協同組合　　福井市市波町 25-11-1

イ　　足羽川漁業協同組合が委託した遊漁承認取扱店

ウ　　足羽川漁業協同組合が委託した遊漁証オンラインシステム

別紙一覧のとおり

（遊漁承認証に関する次項）

第６条　組合は、第２条１項の承認をしたときは、別記様式第１号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

２　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第７条　遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、漁場区域内における川底を攪拌してはならない。

（漁場監視員）

第８条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、別記様式第２号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する処置）

第９条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

（附則）この規則は、令和８年５月１５日から施行する。

別記様式第１号　　遊　漁　承　認　証

表

No.

遊　漁　承　認　証

下記の通り遊漁を承認します。

記

遊漁	（住所）

裏

注意事項

１　遊漁中は必ず本証を携帯してください。
携帯しないで遊漁した時は、当該場所において遊漁料に3,000円を加算した額を納付していただきます。

２　福井県漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。

３　本証の使用は、記名本人に限ります。

（氏名） （生年月日）　　年令 承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行年月日 発行者 足羽川漁業協同組合　印 取扱店　　印	4　漁場監視員巡視の際は、本証を提示してください。 5　本証の再発行はいたしません。 6　年券の場合には、最近6カ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けしてください。 7　本証は、発行以降の災害・事故については補償、払戻し等一切いたしません。 8　遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。 9　農産物や獣よけの電線を傷めないこと。他人に迷惑をかけないよう、釣りマナーを守って遊漁してください。 ◎当組合が行っている増殖事業及び漁場管理 1　毎年福井県内水面漁場管理委員会より示された目標増殖量以上の放流を行っています。 2　遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

別記様式第２号　　漁　場　監　視　員　証

表　　裏

No. 漁　場　監　視　員　証 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。 住所 氏名　　(年令) **有効期間** 発行者 足羽川漁業協同組合	**注意事項** 1　漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。 2　被取締者から請求があった時は、この証を提示する。 3　取締にあたっては、言語態度を温和に接する。 4　取締は公平にして厳重にしなければならない。 5　漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。